第二　特定革新的データ産業活用について重点的に実施すべき分野等に関する事項

「Ｃｏｎｎｅｃｔｅｄ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉｅｓ」の考え方の下、データの収集及び活用を通じて、異なる事業分野に属する様々な企業、人（事業活動に従事する者、消費者等をいう。）、機械、情報システム、技術等が連携することにより、国際競争力の強化及び社会的課題の解決が期待される中心的な分野として、特定革新的データ産業活用について重点的に実施すべき分野及び当該分野が目指すべき方向性を定めるとともに、特定革新的データ産業活用を行おうとする事業者が取り組むべき事項及び国の機関等が留意すべき事項を定める。

一　特定革新的データ産業活用について重点的に実施すべき分野及び当該分野が目指すべき方向性

(1)　自動走行・モビリティサービス

人工知能の導入、自動走行技術の社会実装等により、我が国におけるより安全かつ円滑な道路交通の実現や、多数の利用者が快適に利用できる移動手段の確保、移動に関わる新たなサービスの創出等を目指す。

(2)　ものづくり・ロボティクス

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第三項に規定するものをいう。以下同じ。）等の導入等により、高い技術力を始めとした我が国企業及び産業の強みを生かし、製造現場における高度な生産工程の効率化、製造業等における新たな技術、商品、サービス等の付加価値の創出、それらの中小企業への展開等を目指す。

(3)　バイオ・素材

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術等の導入等により、他の事業分野等との連携又はバイオ技術等の活用による新事業の創出、素材の開発能力の強化、新たな生産システムの開発、健康寿命の延伸及び炭素循環社会の実現等を目指す。

(4)　プラント・インフラ保安

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術等の導入等により、我が国におけるプラント及びインフラにおける事故等の予兆監視技術の開発等による保安力の向上、高度な保安技術、メンテナンスサービス等の実現等を目指す。

(5)　スマートライフ

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術等の導入等に加え、生活等に関わるデータの利活用の促進により、省エネルギーの実現、サービス業等における生産性の向上、生活を豊かにする新たなサービスの創出等を目指す。

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、国際競争力の強化及び社会的課題の解決が期待される分野として総務大臣及び経済産業大臣が特に認めるもの

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術等の導入等により、サービス業等における生産性の向上、産業、地域、生活等に関わるデータの利活用による新たなサービスの創出等を目指す。

二　特定革新的データ産業活用を行おうとする事業者が取り組むべき事項

特定革新的データ産業活用を行おうとする事業者は、その特定革新的データ産業活用が、次の(1)から(6)までのいずれにも該当するよう取り組むものとする。

(1)　協調領域（事業者同士が、互いに連携及び協力を行うことにより、国際競争力の強化及び社会的課題の解決につながると考えられる事業活動の領域をいう。）におけるデータの収集及び活用を行うものであること。

(2)　主たる事業分野における相当数の事業者が関与するものであること。

(3)　新たな商品の開発、生産、販売等又は新たな役務の開発、提供等に資するため、相当規模のデータの収集及び活用に向けた取組が行われるものであること。

(4)　データの収集及び活用の円滑化に資するよう、データの品質及び互換性を確保するため、収集及び活用するデータについて、独立行政法人情報処理推進機構の定める基準又は規格その他国内外で重要な標準とされる基準又は規格が整備されている場合においては、それらに準拠するよう努めるものであること。

(5)　データを広く収集及び提供するという事業の特質、社会経済的影響等を考慮し、サイバーセキュリティ技術の多様化及び国際化を踏まえ、新たな知見を取り込みつつ、データの安全管理に係る対策について、不断の改善及び向上に努めるものであること。

(6)　データの安全確保を前提にしつつ、データの利用者の拡大に資するため、データへのアクセスに係る利便性の向上に努めるとともに、中小企業者、個人事業者、研究者等の多様な利用者によるデータへのアクセスの確保に努めるものであること。

三　特定革新的データ産業活用について国の機関等が留意すべき事項

(1)　国の機関及び公共機関等は、官民データ活用推進基本法の趣旨を踏まえ、積極的なデータの提供に努めるとともに、データの互換性の確保その他データへのアクセスに係る利便性向上に向けた施策に取り組むものとする。また、法第二十六条第一項の規定による求めをした者に対するデータの提供に加えて、オープンデータ基本指針（平成二十九年五月三十日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）を踏まえ、当該データの公開に係る検討に努めるものとする。

(2)　国の機関及び公共機関等は、法第二章第三節に規定する革新的データ産業活用の促進に関する制度の運用に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）その他関係法令に留意するものとする。

(3)　国は、事業者が講ずべきデータの安全管理について、サイバーセキュリティ技術の多様化及び国際化を踏まえ、必要な検討を行うとともに、サイバーセキュリティに関する人材の確保、育成等に対する支援の充実に努めるものとする。

○総務省・経済産業省告示第二号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、データの安全管理に係る基準を次のように定め、同法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

平成三十年六月五日

総務大臣　野田　聖子

経済産業大臣　世耕　弘成

データの安全管理に係る基準

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する総務大臣及び経済産業大臣が定めるデータの安全管理に係る基準（以下「本基準」という。）を次のとおり定める。

第一　趣旨

本基準は、特定革新的データ産業活用を行おうとする認定革新的データ産業活用事業者が遵守すべきデータの安全管理に係る基準について、事業者におけるサイバーセキュリティ対策を推進するため、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構が策定及び公表をする「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を踏まえ、制定したものである。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二　基準

特定革新的データ産業活用を行おうとする認定革新的データ産業活用事業者は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　経営者の関与を含む責任体制等の確立

サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）に関するリスクを経営リスクの一つとして位置付けており、その行おうとする特定革新的データ産業活用（以下「対象事業」という。）に関わる、平常時及び非常時の責任体制及び関係者の役割分担を明確にしていること。

二　サイバーセキュリティの確保に関する運用規程等の策定

対象事業を円滑かつ確実に行うために必要な事項を定めた運用規程等において、サイバーセキュリティに関する事項を定めていること。